

■宮代町地域包括支援センターの職員等に係る

基準を定める条例の一部改正について

1. 提案理由

地域包括支援センターの職員の配置基準について、昨今の専門職の人材確保が困難となっている状況を踏まえ、介護保険法施行規則が改正されたことに伴い、宮代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正しました。

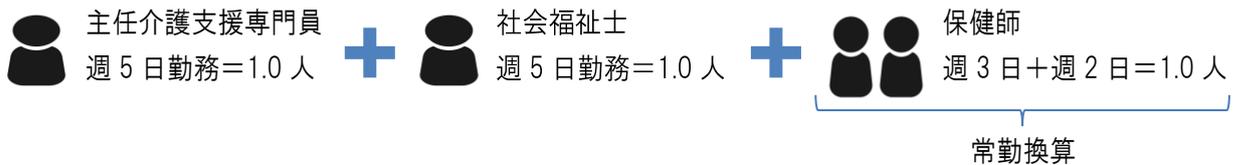
2. 条例の概要

(1) 地域包括支援センター（以下センター）職員の常勤換算方法による欠員解消

【旧】第1号被保険者概ね3,000人以上6,000人未満ごと専門職をそれぞれ1人配置

【新】運営状況を勘案して宮代町介護保険事業運営協議会が必要と認める場合に常勤換算方法（1週間あたりの勤務時間）により配置を可能

(例)



(2) 3職種の欠員が生じる日常生活圏域への柔軟な配置

効果的な運営に資すると宮代町介護保険事業運営協議会が認める場合、複数圏域の高齢者数を合算し3職種を満たすものとし、地域の実情に応じて配置することを可能



(3) 第1号被保険者数が3,000人未満の場合の3職種の配置

地理的な条件等を勘案し、特定の区域にセンターを設置することが必要と宮代町介護保険事業運営協議会が認める場合の被保険者数ごとの職員数を規定するもの

	人員配置基準(改正前)	人員配置基準(改正後)
3,000～6,000 人	主/社/保 各 1 計3名(常勤専任)	主/社/保 各 1 名(常勤換算)
概ね 2,000～3,000 人	主 1/社 or 保 1 計2名(常勤専任)	改正前と同じ
概ね 1,000～2,000 人	主/社/保のうち 計2名(常勤専任)	改正前と同じ
1,000 人未満	主/社/保のうち 計 1～2名(常勤専任)	改正前と同じ

3. 条例の施行日 公布の日(令和6年12月)